

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

リース期間終了間際の未償却残高と再リース料の処理について

《内容》

関与先のA社は4年前にファイナンス・リース取引により機械を賃借（リース料総額500万円、リース期間4年）し、リース期間定額法によって減価償却を行っていました。今まで、業績が思わしくないことから償却限度額に満たない金額を償却費として損金計上していたため、リース期間終了時には未償却残高が残ることになりました。当初のリース開始時に再リースは予定していませんでしたが、今期のリース期間終了時に同じ機械について再リースすることを考えています。この状態でリース期間の終了を迎えた場合、未償却残高と再リース料の処理はどのように行うことになるのか教えてください。

『答』

いままでのファイナンス・リース取引は終了となり、その後は法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当しないリース取引（解約可能なオペレーティング・リース取引）に変更になりますので、売買処理となっていたファイナンス・リース取引に係る帳簿残高はリース期間の終了時に清算することとなります。

ご質問の未償却残高はリース期間終了時にリース資産売却損等として損金に計上し、再リース料はオペレーティング・リース取引につき、発生時の損金として処理することになると考えます。

（解説）

- 1 法人が、ファイナンス・リース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に売買があったものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされています（法64の2①）。なお、売買があったものとされるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間に支払うべきリース料の合計額によることとされます（法基通7-6の2-9）。次に、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外リース取引により賃借人が取得した

ものとされるリース資産の減価償却については、リース期間定額法が適用されます。

- 2 一般に、所有権移転外リース取引に係るリース期間の終了時においては、リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、リース物件を貸手に返却する処理を除き、特に会計処理は発生しないこととなります。

しかし、ご質問のケースのように、再リースを行うことにより、いままでのファイナンス・リース取引は終了となり、その後は解約可能なオペレーティング・リース取引に変更になったと捉えることができます。

したがって、売買処理となっていたファイナンス・リース取引に係る帳簿残高はリース期間の終了時に清算することとなりますから、ご質問の未償却残高はリース期間終了時にリース資産売却損等として損金に計上し、再リース料はオペレーティング・リース取引につき、発生時の損金として処理することになると考えます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。